

## 指名停止措置を行いました

### ～建設業法違反行為～

北海道開発局は、西武建設株式会社が建設業法の規定に違反し、関東地方整備局長より監督処分を受けたことから、指名停止4か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当）

西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分を受けたことから、指名停止を行うものです。

#### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2. 指名停止措置期間：令和5年9月11日～令和6年1月10日（4か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

#### 4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第13号

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 上席専門官 沼下 義輝（内線 5499）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>